

## 差押範囲変更（減縮）の申立てをする方へ

横浜地方裁判所第3民事部債権発令係

裁判所は、提出いただいた資料をもとに、あなた及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消す必要があるかを判断します。

提出を求める主な書類等は以下のとおりですが、提出された資料の内容や事情によっては追加提出を求める場合もあります。

また、裁判所から債権者に対して、申立書副本及び添付資料のコピーを送付して意見を求める場合もありますので、その場合には判断に時間を要することをご承知置き下さい。

なお、申立てがあれば必ず範囲変更や第三債務者への給付の禁止が認められるわけではありせんし、範囲変更が認められても、あなたの債務が減るわけではありせん。

### 1 申立ての際に必要な書類

差押範囲の変更を申し立てる場合には、次の書類が必要になります。

- ① 申立書正本（裁判所提出用）
- ② 郵便切手5010円分（内訳：500円×8枚、100円×4枚、84円×5枚、20円×5枚、10円×5枚、5円×5枚、2円×5枚、1円×5枚）
- ③ 申立人及び同居者の生活に必要な費用、それらの者の収入、資産等、生活状況が分かる書類（通帳以外は原本を提出してください。陳述書・家計表以外の原本は、コピーとの照合後に返還します。）

【例：陳述書、家計表〔申立前2か月分〕、源泉徴収票、課税証明書（又は非課税証明書）、確定申告書〔税務署の受領印が押されたもの〕、公的扶助の受給証明書、給与明細書〔申立前2か月分〕、預貯金口座の通帳・取引明細書の写し〔申立前3か月分の取引明細及び口座名義人がわかるもの（表紙）〕、その他資産及び家計表に記載した収入・支出が分かる資料（光熱費の領収書等）等】

- ④ 世帯全員及び同居者全員が記載された住民票〔申立前3か月以内に取得したもの〕（原本を提出してください。）

※住民票はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

- ⑤ 申立書副本及び③・④の写し（各2通）

## 2 申立書の記載について

- (1) 申立人（債務者）の欄にあなたの名前を記載した上で、あなたの印鑑を押してください（申立書副本、陳述書も同様です。）。

連絡先の欄には、あなたと日中連絡の取れる連絡先（電話番号、FAX番号）を必ず記載してください。今後連絡する際には、その連絡先にさせていただきます。

また、取消しを求める差押命令の債権者名を記入してください。

- (2) 申立ての趣旨の欄には、取消しを求める差押命令の事件番号・第三債務者名を記入し、差押命令の取消しを求める範囲について、該当する□にレ印を記入してください。

また、この申立てに対する結果が出るまでの間、第三債務者に対して、支払その他の給付の禁止（債権者に支払を行わず、第三債務者がその分を取り置いておくこと）を希望する場合には、該当する□にレ印を記入してください。

- (3) 申立書の理由の欄には、後記3の記載例を参考に、差押命令の取消しを求める理由を記載してください。

- (4) 添付書類の欄には、あなたが本申立てのために提出した資料について、該当する□にレ印を記入してください。

## 3 申立ての理由の記載例

- (1) 生活保護受給者の場合

「申立人は、生活保護法の被保護者であるが、同居者も含めた1か月の収入は、申立人の生活保護費と〇〇との合計〇万〇〇〇〇円であり、申立人及び同居者に不動産や預貯金等の資産もない。本件差押えによって、申立人らの生活に著しい支障が生じている。よって、本件差押命令の取消しを求めるため、本申立てに及ぶ。」

- (2) 給与所得者の場合「申立人は給与所得者であるが、1か月の収入及び支出は家計の状況に記載したとおりであり、他にめぼしい資産等はない。本件差押えは給料、賞与及び退職金から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の〇分の〇を対象とするものであるが、申立人の生活に著しい支障が生じている。よって、本件差押えの範囲を上記給料、賞与及び退職金の〇分の〇に変更することを求めるため、本申立てに及ぶ。」

以 上